

Q：退院後に外来にて抜糸が必要だが、「1 治癒」と判定してよいか。

A：「治癒」とはならない。

※参考

事務連絡 平成 20 年 10 月 15 日 疑義解釈資料の送付について（その 5）より

（問 4）A 2 0 0 入院時医学管理加算の施設基準にある「治癒」に定義はあるのか。

（答）退院時に、退院後に外来通院治療の必要が全くない、またはそれに準ずると判断されたものである。

事務連絡 平成 20 年 12 月 26 日 疑義解釈資料の送付について（その 6）より

（問 2）「疑義解釈資料の送付について（その 5）」（平成 20 年 10 月 15 日事務連絡）問 4 において、A 2 0 0 入院時医学管理加算の施設基準にある「治癒」の定義として、「退院時に、退院後に外来通院治療の必要が全くない、またはそれに準ずると判断されたもの」とされたが、「準ずると判断されたもの」に以下のものは該当するのか。

- ・胆石等の手術後、一度だけ受診し、抜糸等も合わせて行う場合
- ・腎結石排石後に定期的にエコー検査を受けるため通院する場合等、定期的に通院して検査等のフォローアップを受ける場合
- ・骨折や脳梗塞後、リハビリのため通院する等、当該疾患に当然付随する処置等のため通院する場合
- ・心筋梗塞後、アスピリン処方のため継続的に通院する場合等、入院の原因となった疾患が原因で必要になった治療のため通院する場合

（答）いずれも該当しない。

なお、「準ずると判断されたもの」は基本的にはないと考えている。

(13) 24時間以内の死亡の有無

当該患者が入院してから24時間以内に死亡した場合に「有」の“1”を、死亡無しの場合は「無」の“0”を入力する。

入院時刻は病棟に入った時刻から時間のカウントを開始する。また、救急患者として受け入れた患者が、処置室、手術室等において死亡した場合で、当該保険医療機関が救急医療を担う施設として確保することとされている専用病床に入院したもののみなされるもの（死亡時の1日分の入院料等を算定するもの）は“2”を入力する。

(14) 前回退院年月日

自院において前回入院がある場合に、その退院年月日を入力する。

YYYY（西暦4桁）MM（月2桁）DD（日2桁）の値（計8桁）を入力する。

例 前回退院年月日が2009年5月10日 → 20090510

前回退院年月日が不明の場合は“00000000”を入力する。

なお、この項目の入力は必須ではない。入力しない場合は“00000000”を入力、または何も入力しない（Null）こと。

(15) 前回同一傷病で自院入院の有無

以前に自院で入院治療をしていた疾患が今回入院の契機となった傷病と同一、かつ、予定外の入院の場合に、前回退院の年月日を入力する。「(14) 前回退院年月日」と同じ年月日であっても入力すること。

入力は「(14) 前回退院年月日」と同様である。不明な場合は“00000000”を入力する。

判断が困難な場合には、個別に照会すること。

例 胃がん手術実施、退院後、予定外の再手術が必要になったため入院

なお、この項目の入力は必須ではない。入力しない場合は“00000000”を入力、または何も入力しない（Null）こと。

(16) 調査対象となる一般病棟への入院の有無

下記の、調査対象となる一般病棟への入院があった場合に「有」の“1”を、それ以外の場合は「無」の“0”を入力する。

- ・一般病棟入院基本料（7対1、準7対1、10対1、13対1、15対1）
- ・特定機能病院入院基本料（一般）
- ・専門病院入院基本料（7対1、準7対1、10対1、13対1）
- ・救命救急入院料（1および2）
- ・特定集中治療室管理料
- ・ハイケアユニット入院医療管理料
- ・脳卒中ケアユニット入院医療管理料
- ・新生児特定集中治療室管理料
- ・総合周産期特定集中治療室管理料（1および2）
- ・広範囲熱傷特定集中治療室管理料
- ・一類感染症患者入院医療管理料